

## 地方創生の実現に向けた財源の充実に関する提言

地方創生の実現に向けた取組を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

2. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

また、「行革努力分」の算定指標については、職員数や地方債残高の削減率等が用いられているが、都市自治体においては、児童虐待の防止や総合的な子育て支援策の実施、防災・減災対策の強化などの行政需要の増加に対応するために必要な人員を確保しなければならない状況であり、これらの状況を踏まえて見直すこと。

3. 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方創生推進交付金等の所要額を確保すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。